以下「条例」 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例 とい います。 第八条の規定により、 (昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号。 ふぐ処理師試験を次のとおり実施し

令和五年八月一

日

奈良県知事 Щ 下 真

#### 試 験の 日 時及び場所

1 日時 学科試験 令和五年十月三十一日 (火曜日) 午前 時 6

実技試験 令和五年十一月十六日 (木曜日) 午前 九時 カュ 5

場所 学科試験 奈良市西木辻町九三の六 エルト ピア奈良

2

実技試験 奈良市西木辻町 一九 *の* 奈良調理短期大学校

### 試験科目

#### 学科試: 験

水産食品の衛生に関する知識

ふぐに関する一般知識

#### 2 実技試験

ふぐの種類及び 臓 器  $\mathcal{O}$ 別

ふぐの 処理に関する実技

事前申込み並びに受験願書の 配布及び提出に 0 1 7

#### 1 事前申込みにつ 7

(--)事前申込受付期間

令和五年八月十四日 (月曜日) から同月二十九日 (火曜日) まで

# 事前申込方法

会場定員を超える事前申込みがあった場合、 奈良県電子申請シ ステ ムに お 1 て、 必要な事項を入力し 抽選等により受験者を決定すること て申 込んでください。

があります。

県内に住所を有している者を優先して受験者と認めます。 なお、 抽選等を行う場合、 現に県内においてふぐの処理に従事 している者又は

2 受験願書等の配布

受験者に対し、 試験案内及び受験願書を送付 します。

3 受験願書等の提出

## (一) 提出期間

試験案内に記載された期間内に提出してください。

### 二 提出先

(1)者は、そのふぐの処理に従事する施設の所在地又は住所地を管轄する次の表の 保健所の長へ提出してください。 現に県内におい てふぐの処理に従事している者又は県内に住所を有している

保健所祭良市健康医療部	五條出張所奈良県吉野保健所	奈良県吉野保健所	奈良県中和保健所	奈良県郡山保健所	名称
一奈良市三条本町一三の	五條市岡口一の三の一	吉野郡下市町大字新住	五橿原市常盤町六〇五の	〇の一	所在地
奈良市	村及び十津川村五條市並びに吉野郡野迫川	をび東吉野村 お山村、上北山村、川上村 市町、黒滝村、天川村、下 市野郡吉野町、大淀町、下	郡、高市郡及び北葛城郡市、御所市、香芝市、葛城市、御所市、香芝市、葛城	市、山辺郡及び生駒郡大和郡山市、天理市、生駒	管轄区域

(2) ていないものは、 現に県内におい 奈良県文化・教育・ てふぐの処理に従事していない者であっ くらし創造部消費・生活安全課 て県内に住所を有し (奈良市

登大路町三〇番地)に提出してください

## (三) 提出方法

提出先に簡易書留で郵送してください

### 四 提出書類

- 1 奈良県規則第五十二号) 受験願書 ふぐの販売及びふぐ処理師 第五号様式によるも に関する条例施行規則 (昭和五十三年三月
- 2 チメートル 添付書類 の無帽かつ正面上半身のもの)二枚 写真 (出願前六月以内に撮影した縦三センチメ ル、 横 二 • 四セン

## 五 受験手数料

七千四百円(奈良県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください。

# 六 受験票の交付等

- 1 受験願書を受理したときは、 受験票を本人に交付します。
- 2 受験票のある者だけが、 試験場に入ることができます。

### 七 合格発表

者の受験番号を掲載するとともに、 示し、 令和五年十二月十五日 奈良県文化・教育 (金曜日) くら し創造部消費・ 本人に通知します。 午前十時に県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲 生活安全課ホ べる ジ におい 、て合格

# 八 合格証書の交付

合格者には、ふぐ処理師試験合格証書を交付します。

#### 九 その他

において受け付けます。 この試験に 9 11 7 の問合せは、 奈良県文化・教育・ くらし創造部消費・ 生活安全課